



平成27年6月16日

各 位

東京都品川区東品川四丁目12番8号
株式会社 S J I

代表取締役社長 劉 天泉
(JASDAQ: 2315)

問合せ先：
経営企画本部 副本部長 藤井 肇
Tel 03-5769-8200 (代表)

訴訟事案の和解に関するお知らせ

平成27年1月19日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社と株式会社商工組合中央金庫（以下、「商工中金」といいます。）との間の訴訟（東京地方裁判所平成26年（ワ）第3572号。以下「本件訴訟」）について、平成27年1月19日に東京地方裁判所において商工中金の請求を認容する判決（以下、「本件判決」といいます。）が言い渡されましたが、その後、当社は東京高等裁判所に控訴し（東京高等平成27年（ネ）第711号）、審議が継続しておりました。しかし、本日、下記のとおり東京高等裁判所において和解（以下「本和解」）が成立しましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟事案の内容と経過

当社の連結子会社である鴻騰科技有限公司（以下、「鴻騰」といいます。）および実華工程有限公司（以下、「実華」といいます。）がStandard Chartered Bank (Hong Kong) Limited（以下、「SC銀行」といいます。）から借入（鴻騰2,150,000米国ドル、実華32,000,000香港ドル）を行うに際し、商工中金はスタンバイ信用状^{注1}形式により当該子会社2社の債務保証を行い、当社は商工中金が保証債務を履行した際の求償権に対し保証債務を負うこととなりました。

その後、当該子会社2社のSC銀行からの借入債務の返済が滞ったため、当該信用状の発行元である商工中金は、SC銀行からの請求に応じ保証債務を履行しました。その後、商工中金から当社に対し平成25年8月8日に2,150,000米国ドルおよび平成25年11月14日に32,000,000香港ドルが求償され、当社は本件求償の内、2,150,000米国ドルの一部である300,856.02米国ドル（平成25年9月27日に200,080.04米国ドル、平成25年11月1日に100,775.98米国ドル）を商工中金に返済し、求償債務元本残高は鴻騰分が1,849,143.98米国ドル（円概算額：約228百万円。適用換算レート：平成27年6月15日TTMレート¥123.48／米国ドル）、実華分が427,552,000円（平成25年11月14日に32,000,000香港ドルが求償されましたが、同日のTTMレートで円換算額427,552,000円で求償額を決めることで合意しました）となっております。

その結果、平成26年2月14日、商工中金は東京地方裁判所にて当社に対する求償債務履行請求訴訟を提起しました（以下、「本訴」といいます。）。本訴提起後、双方は代理人弁護士を通じて、主として上記債務保証に関する当社の責任の有無および程度に関し議論を行いました。しかしながら、他の借入金金融機関より、優先的な弁済は公平性を欠くとの理由で、本訴における商工中金との和解について理解が得られませんでした。この結果、平成27年1月19日付にて東京地方裁判所より判決^{注2}の言い渡しがございました。

この時点では、他の金融機関等の債権者からは商工中金との和解についての理解が得られていない一方、平成27年1月19日の判決は当社の責任を全面的に認めるものとなっております。当社としては、他の債権者からの和解に関する理解を求める動きを鋭意継続すると共に、本判決に関しては、その程度および範囲について争うべきであると考えており、平成27年1月19日、東京高等裁判所に対し、控訴手続きを行い審議が継続しておりました。

平成27年1月19日の時点では、当社の金融機関債権者に対する弁済資金は、中訊軟件集団股份有限公司(SinoCom)の株式が一部売却されただけで、債権者に対する弁済計画は具体性が不十分であり、本件商工中金への弁済に海外資産売却代金を充当することの理解が得られませんでした。

その後、SinoCom、聯迪恒星(南京)信息系統有限公司(LDNS)の売却も進み、またLianDi Clean Technology Inc. (LNDT)の売却のめどが立ち、さらに増資の見込みもたったことから他の債権者との本和解に関する調整も可能な状況になったという認識のもと、株式会社SJIメディカル売却代金および増資を原資に本和解を進めることといたしました。

なお、増資は、平成27年6月29日開催予定の定時株主総会の特別決議にて承認されることを条件としております。

注1：スタンドバイ信用状とは

日本の企業の海外支店や現地法人が現地の銀行から貸付けや保証などを受ける際に、日本の銀行が現地の銀行を受益者として債務の弁済を保証するために発行する信用状。債務不履行の場合には現地銀行はStatementなどを手形とともに呈示し、債務を求償する。

注2：判決の内容

- (1) 当社は、商工中金に対し金1,916,399.03米ドル(円概算額:約236百万円。適用換算レート:平成27年6月15日TTMレート¥123.48/米国ドル)及びうち1,849,143.98米ドルに対する平成25年11月2日から支払い済みまで年14.5パーセントの割合による金員、並びに金427,552,000円及びこれに対する平成25年11月15日から支払い済みまで年14.5パーセントの割合による金員を支払う。
- (2) 訴訟費用は当社の負担とする。
- (3) この判決は、判決確定前であってもその判決に基づいて、商工中金が仮に強制執行ができるものである。

2. 本和解の概要

- (1) 当社は、商工中金に対し、1,916,399.03米ドル及びうち元金1,849,143.98米ドルに対する平成25年11月2日から支払い済みまで年14.5パーセントの割合による金員並びに元金427,552,000円及びこれに対する平成25年11月15日から支払い済みまで年14.5パーセントの割合による金員の支払義務があることを認める。
- (2) 当社は、商工中金に対し、前項の金員を下記のとおり分割して商工中金の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は当社の負担とする。
 - ① 平成27年6月17日限り 11,378,972円
 - ② 平成27年7月31日限り 300,000,000円
 - ③ 平成28年6月30日限り 341,618,759円
- (3) 当社が前項の金員の支払を1回でも遅滞したときは、当社は当然に期限の利益を喪失し、当社は商工中金に対し、(1)の金員から本和解に基づき支払った金員を控除した残額(ただし、期限の利益喪失までに支払った金員は(1)の元金に全て充当する。)をただちに支払う。なお、この場合、当社と商工中金は、(1)の当社の商工中金に対する米ドル建て債務を、円貨への換算レートを1米ドルに対し110円50銭とする円貨建て債務とすることに合意する。

- (4) 商工中金は、当社が期限の利益を喪失することなく(2)の金員の支払を了したときは、当社の(1)のその余の支払義務を免除する。
- (5) 商工中金は実華、鴻騰に対する一切の債権を放棄する。
- (6) 商工中金はその余の請求を放棄する。(※「(1)~(5)以外の請求を放棄する」の意味。)
- (7) 当社と商工中金は、当事者間には本件に関し本和解条項に定める他、何らの債権債務の存しないことを確認する。
- (8) 訴訟費用は第一審、第二審とも各自の負担とする。

3. 今後の見通し

本弁済には、株式会社SJメディカルの売却資金および平成27年6月1日付「第三者割当による新株式(現物出資(デット・エクイティ・スワップ)および金銭出資)の発行および第5回新株予約権の発行、親会社および主要株主である筆頭株主の異動ならびに株式会社ネクスグループとの資本業務提携に関するお知らせ」にて公表しました増資ならびに新株予約権の行使によって得られる資金を充当する予定です。

なお、上記の和解金額につきましては、平成26年3月期単体決算から未払金として負債計上しており、また訴訟費用につきましても平成28年3月期連結業績への影響は軽微であります。

以 上